

## 介護保険三施設の比較

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設																																														
関係法規	介護保険法 老人福祉法	介護保険法	介護保険法 医療法																																														
機能	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うこと。	病状安定期にあり、看護・介護・機能訓練を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと。	病状が安定期にあり、療養上の管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うこと。																																														
設置主体	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人 社会福祉法人 地方公共団体 等	医療法人 地方公共団体 等																																														
平均入所(院)定員数	67.9人	89.4人	35.4人																																														
平均入所(院)定員数の場合の職員配置基準	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">医師(非常勤可)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">必要数</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>介護職員と看護職員の総数</td> <td style="text-align: right;">23人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち看護職員は3人以上)</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>調理員、事務員その他の職員</td> <td style="text-align: right;">相当数</td> </tr> </table>	医師(非常勤可)	必要数	生活相談員	1人	介護職員と看護職員の総数	23人	(うち看護職員は3人以上)		栄養士	1人	機能訓練指導員	1人	介護支援専門員	1人	調理員、事務員その他の職員	相当数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">医師(常勤)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>看護職員と介護職員の総数</td> <td style="text-align: right;">30人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち看護職員は9人程度)</td> </tr> <tr> <td>支援相談員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士又は作業療法士</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td style="text-align: right;">(常勤職員の配置に努める)</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>調理員、事務員その他の従事者</td> <td style="text-align: right;">相当数</td> </tr> </table>	医師(常勤)	1人	薬剤師	1人	看護職員と介護職員の総数	30人	(うち看護職員は9人程度)		支援相談員	1人	理学療法士又は作業療法士	1人	栄養士	(常勤職員の配置に努める)	介護支援専門員	1人	調理員、事務員その他の従事者	相当数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">医師</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">3人(うち常勤1人)</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td style="text-align: right;">6人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td style="text-align: right;">6人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士及び作業療法士</td> <td style="text-align: right;">相当数</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> </table>	医師	3人(うち常勤1人)	薬剤師	1人	看護職員	6人	介護職員	6人	理学療法士及び作業療法士	相当数	介護支援専門員	1人
医師(非常勤可)	必要数																																																
生活相談員	1人																																																
介護職員と看護職員の総数	23人																																																
(うち看護職員は3人以上)																																																	
栄養士	1人																																																
機能訓練指導員	1人																																																
介護支援専門員	1人																																																
調理員、事務員その他の職員	相当数																																																
医師(常勤)	1人																																																
薬剤師	1人																																																
看護職員と介護職員の総数	30人																																																
(うち看護職員は9人程度)																																																	
支援相談員	1人																																																
理学療法士又は作業療法士	1人																																																
栄養士	(常勤職員の配置に努める)																																																
介護支援専門員	1人																																																
調理員、事務員その他の従事者	相当数																																																
医師	3人(うち常勤1人)																																																
薬剤師	1人																																																
看護職員	6人																																																
介護職員	6人																																																
理学療法士及び作業療法士	相当数																																																
介護支援専門員	1人																																																

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設
構造設備基準	〔特別養護老人ホーム〕 居室(4人以下):1人当たり床面積10.65㎡以上 静養室 介護職員室 食堂 看護職員室 浴室 機能訓練室 洗面設備 面談室 便所 洗濯室又は洗濯場 医務室 汚物処理室 調理室 介護材料室 事務室その他の運営上必要な設備	療養室(4人以下):1人当たり床面積8㎡以上 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 レクリエーション・ルーム 洗面所 便所 サービス・ステーション 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室	病室(4床以下):1人当たり床面積6.4㎡以上 機能訓練室 談話室 食堂 浴室
	〔小規模生活単位型特別養護老人ホーム〕 ユニット 居室(個室):床面積13.2㎡以上 共同生活室 洗面設備 便所 浴室 洗濯室又は洗濯場 医務室 汚物処理室 調理室 介護材料室 事務室その他の運営上必要な設備		
施設数	5,090	3,021	3,981
入所(院) 定員総数	345,562人	270,220人	140,874人
平均 要介護度	3.57	3.16	4.13
在所者の平均 在所(院)日数	1,445.3日	395.4日	654.5日

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設
退所者の平均 在所(院)日数	1,502.2日	229.2日	359.3日
受給者 1人当たり 費用額	304.5千円	321.2千円	419.8千円

注1) 介護療養型医療施設の平均入所定員数の場合の職員配置及び構造設備基準については、療養病床を有する病院の場合を想定。

注2) 平均入所定員数、施設数及び入所定員総数については、老健局振興課調べ(平成15年9月1日現在)。

注3) 平均要介護度については、介護給付費実態調査(平成15年7月審査分)。

注4) 在所者の平均在所日数及び退所者の平均在所日数については、平成13年介護サービス施設・事業所調査。

注5) 受給者1人当たり費用額については、介護給付費実態調査(平成16年3月審査分)。なお、費用額とは、保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む。)の合計額。

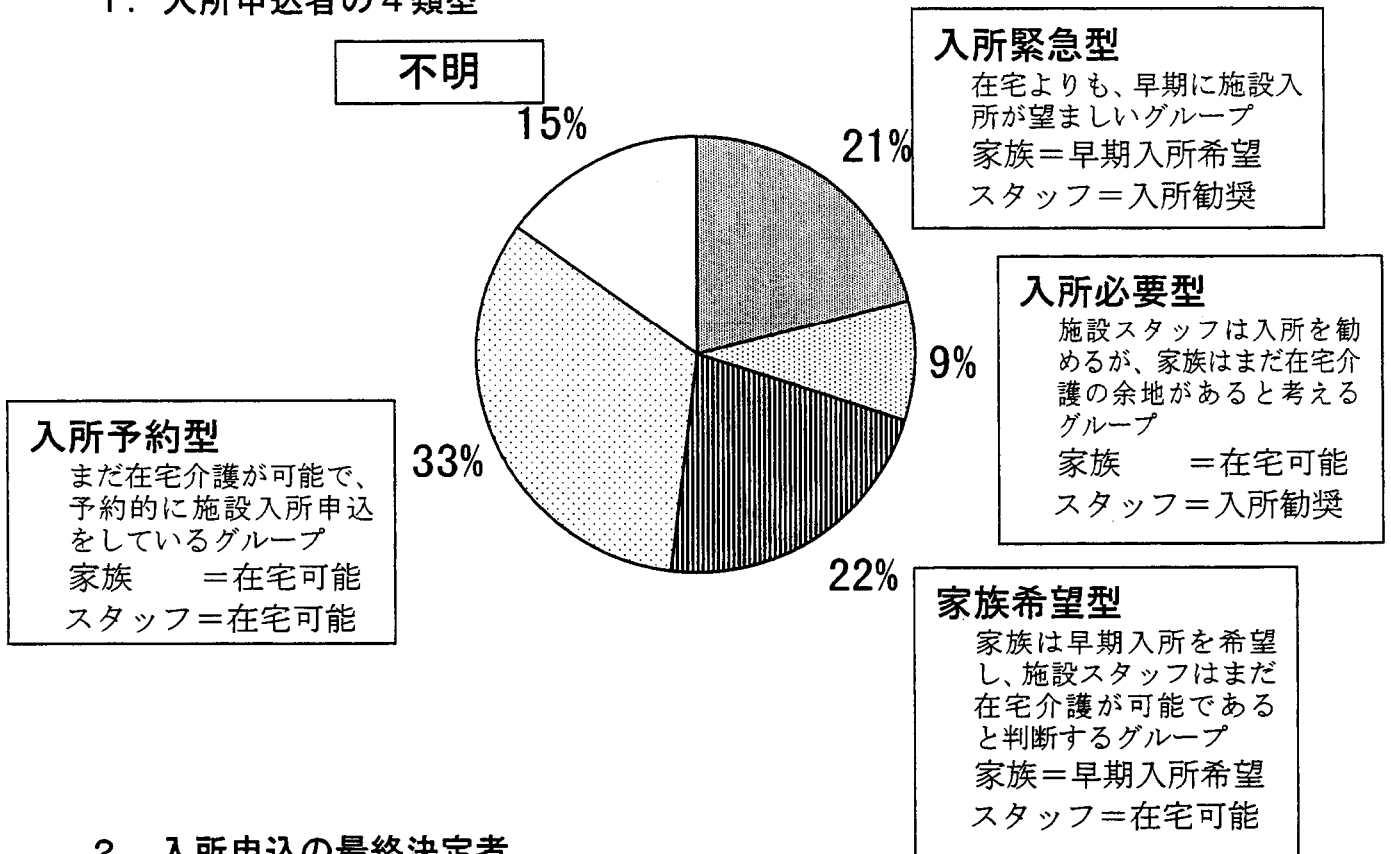
## 施設入所希望者の状況

- 介護老人福祉施設への入所希望者のうち、早期に施設入所が望ましいとされるもの(入所緊急型)が約21%であり、一方、家族・施設スタッフともに在宅生活が可能としているもの(入所予約型)は全体の約33%である。  
また、家族が入所申込みを最終的に決定したケースが大半である。

資料：「介護円滑導入のための在宅サービス普及阻害要因に関する研究」  
(平成14年3月 健康保険組合連合会)

(協力施設：26施設 有効回答数：401名)

### 1. 入所申込者の4類型



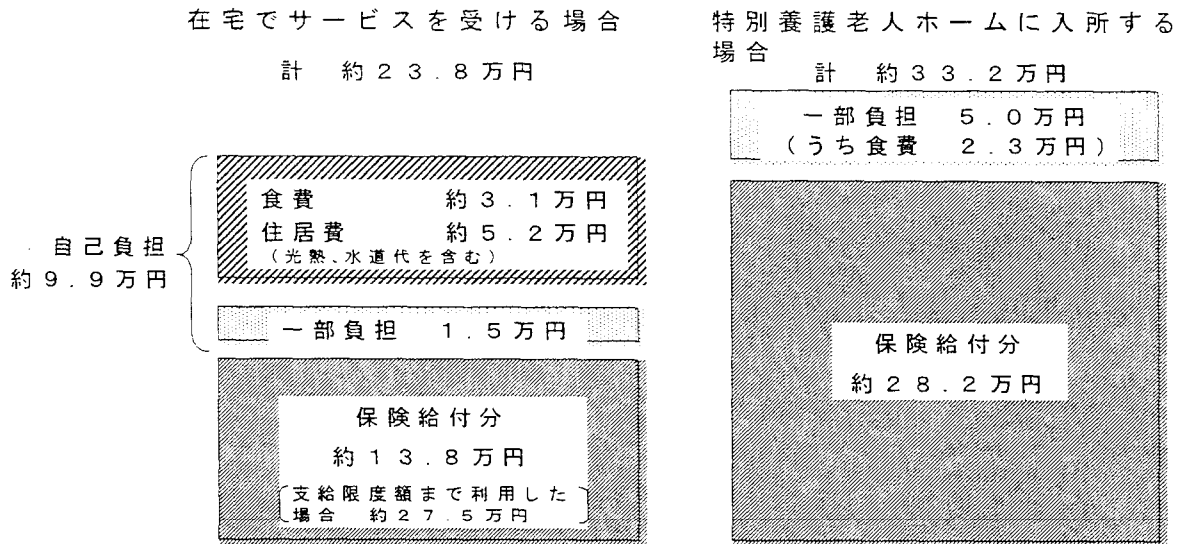
### 2. 入所申込の最終決定者

	本人	家族	ケアマネ	その他	不明, NA
全体	13.7%	75.1%	6.2%	4.0%	
入所緊急型	13.1%	75.0%	6.3%		
入所必要型		77.8%	22.2%		
家族希望型	13.6%	86.4%			
入所予約型	21.5%	70.4%	5.2%		

## 在宅と施設の利用者負担の比較

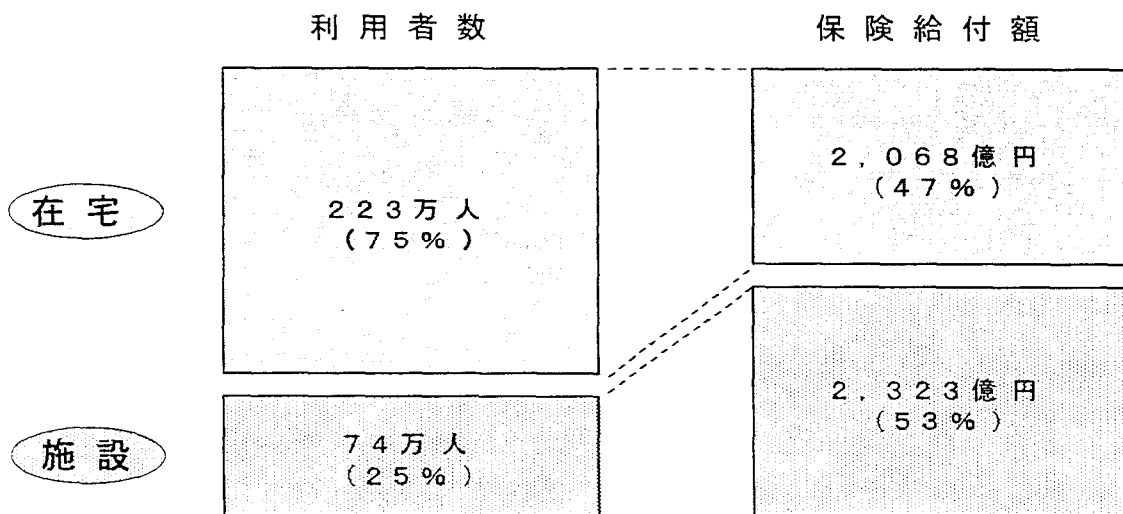
○ 介護保険三施設では、介護、食事、居住等に要する費用は保険給付の対象であるが、在宅や痴呆性高齢者グループホームなどでは、保険給付の対象は介護部分が原則であり、同じ要介護度でも利用者負担に大きな差異がある。

### 【1人当たりの給付と負担の比較】



- (注1) 単身の要介護4の高齢者について比較したもの。  
 (注2) 「保険給付」及び「一部負担」は、2003年4月～12月サービス分の介護保険からの給付実績の平均値。  
 (注3) 在宅の「食費」及び「住居費」は、「平成14年家計調査年報」の単身の高齢者(65歳以上)のデータ。「住居費」のうち地代・家賃は持家世帯を除いて推計した。  
 (注4) 要介護4の在宅サービスの支給限度額は、306,000円(保険給付分275,400円、一部負担30,600円)である。

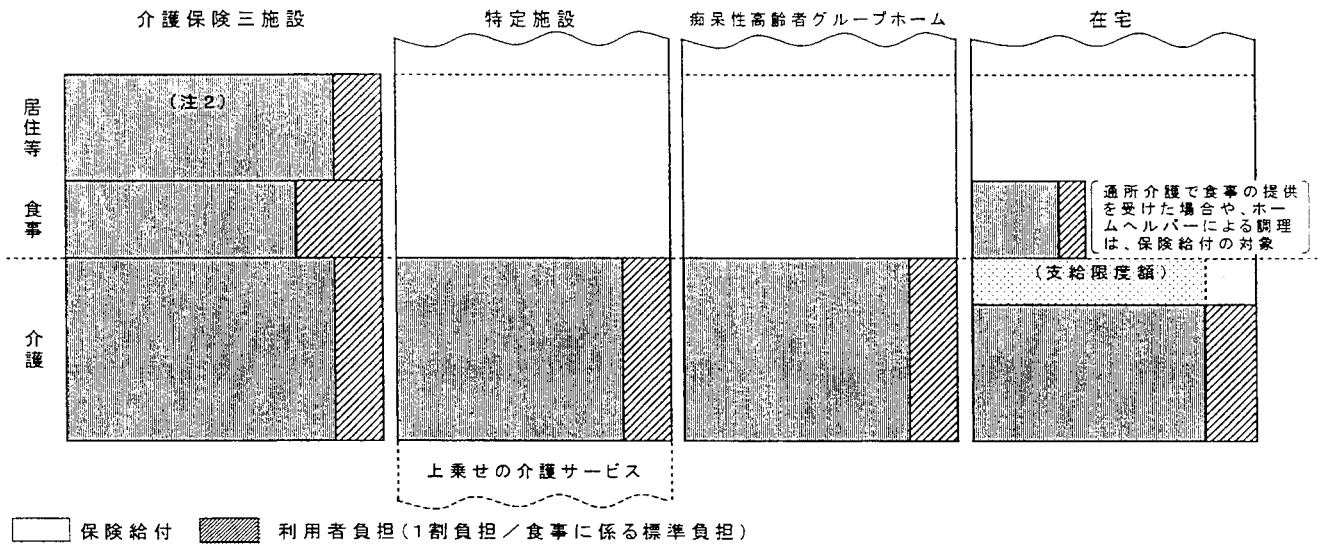
### 【利用者数と保険給付額の比較】



(出典：介護保険事業状況報告 2003年12月サービス分)

## 施設等の給付範囲の比較

- 介護保険三施設では、介護、食事、居住等に要する費用が保険給付の対象。  
 ○ 特定施設（注1）、痴呆性高齢者グループホーム、在宅では、介護が保険給付の対象。



□ 保険給付    ▨ 利用者負担(1割負担/食事に係る標準負担)

- (注1) 特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護の入居者に対して介護サービスを提供した場合には、介護保険の対象としている(特定施設入所者生活介護)。  
 (注2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額(ホテルコスト)を利用者が負担。

### 【介護保険における1ヶ月当たりの介護サービス費用額（要介護4の場合の月額）】

		特別養護老人ホーム(従来型)	特別養護老人ホーム(小規模生活単位型)	老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設	痴呆性高齢者グループホーム	在宅
総費用額	介護・居住等	27.0	28.2	29.6	38.6	22.8	25.7	15.3 (平均) (注2) 30.6 (限度額)
	食事	6.4	6.4	6.4	6.4	—	—	—
うち利用者負担額	介護・居住等	2.7	2.8 (注1)	3.0	3.9	2.3	2.6	1.5 (平均) (注2) 3.1 (限度額)
	食事	0.9 ~ 2.4	0.9 ~ 2.4	0.9 ~ 2.4	0.9 ~ 2.4	事業者と利用者との契約による		—
その他(注3)	0.2		0.9	1.1				—

- (注1) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、このほかに、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額(ホテルコスト)を負担。  
 (注2) 在宅における介護給付の平均額は、介護給付費実態調査(平成16年3月審査分)による。  
 (注3) 介護保険三施設におけるその他の利用者負担は、介護サービス施設・事業所調査(平成13年10月1日現在)を用いて老健局において算出。  
 (注4) 介護保険三施設においては、このほか、入所者(入院患者)が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用を負担。  
 平均的な費用は、以下のとおり。

- 老人保健施設    個室6.8万    2人室3.3万
- 介護療養型医療施設(注5)    個室 12.1万円    2人室 8.5万円

(注5) 介護療養型医療施設の場合、平成12年3月末時点で、定員が3人又は4人の病室につき、特別な居室の利用に係る室料の支払いを受けていた病院・診療所では、その病室については特別な居室の利用に係る室料の支払いを受けることができる。